



茨城町告示第 817 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、水戸・勝田都市計画地区計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 2 日

茨城町長 小林 宣夫



1 都市計画の種類

地区計画（茨城町役場周辺地区）

2 都市計画を変更する土地の区域

東茨城郡茨城町大字小堤 字走り下、字押堀の各一部 約 7.1ha

3 縦覧場所

茨城町都市建設部都市整備課

水戸・勝田都市計画地区計画の決定（茨城町決定）

都市計画茨城町役場周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称		茨城町役場周辺地区 地区計画	
位 置		茨城町大字小堤字走り下，押堀の各一部	
面 積		約7. 1ha	
地区計画の目標		<p>本地区は，茨城町の中心に位置し，町役場や総合福祉センター，町立図書館が立地する地区である。</p> <p>本地区は，近隣商業地域に指定されている地区内において，公共公益施設等の集積による行政サービス拠点としての機能の維持・充実を図ることを目標とする。</p>	
及び 保全 の方 針	土地利用の方針	現に形成されている公共公益施設地区としての環境が損なわれないよう，周辺環境と調和した土地利用とする。	
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に整合した地区を形成するため，建築物の用途の制限を定める。	
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅 ・共同住宅，寄宿舎又は下宿 ・店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積が500㎡を超えるもの ・ホテル又は旅館 ・ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 ・カラオケボックスその他これに類するもの ・マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これに類するもの ・劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの ・ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3で定めるもの ・神社，寺院，教会その他これらに類するもの ・自動車教習所 ・倉庫業を営む倉庫 ・建築基準法施行令第130条の7で定める規模の畜舎 ・工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるもの及び建築基準法施行令第130条5の2第3号で定める店舗に附属する作業場を除く） ・建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げるもの

		適用の除外	町長が公益上必要な建築物等で用途上やむを得ないと認め、又は当該地区整備計画の区域内の良好な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合は適用を除外する。
--	--	-------	--

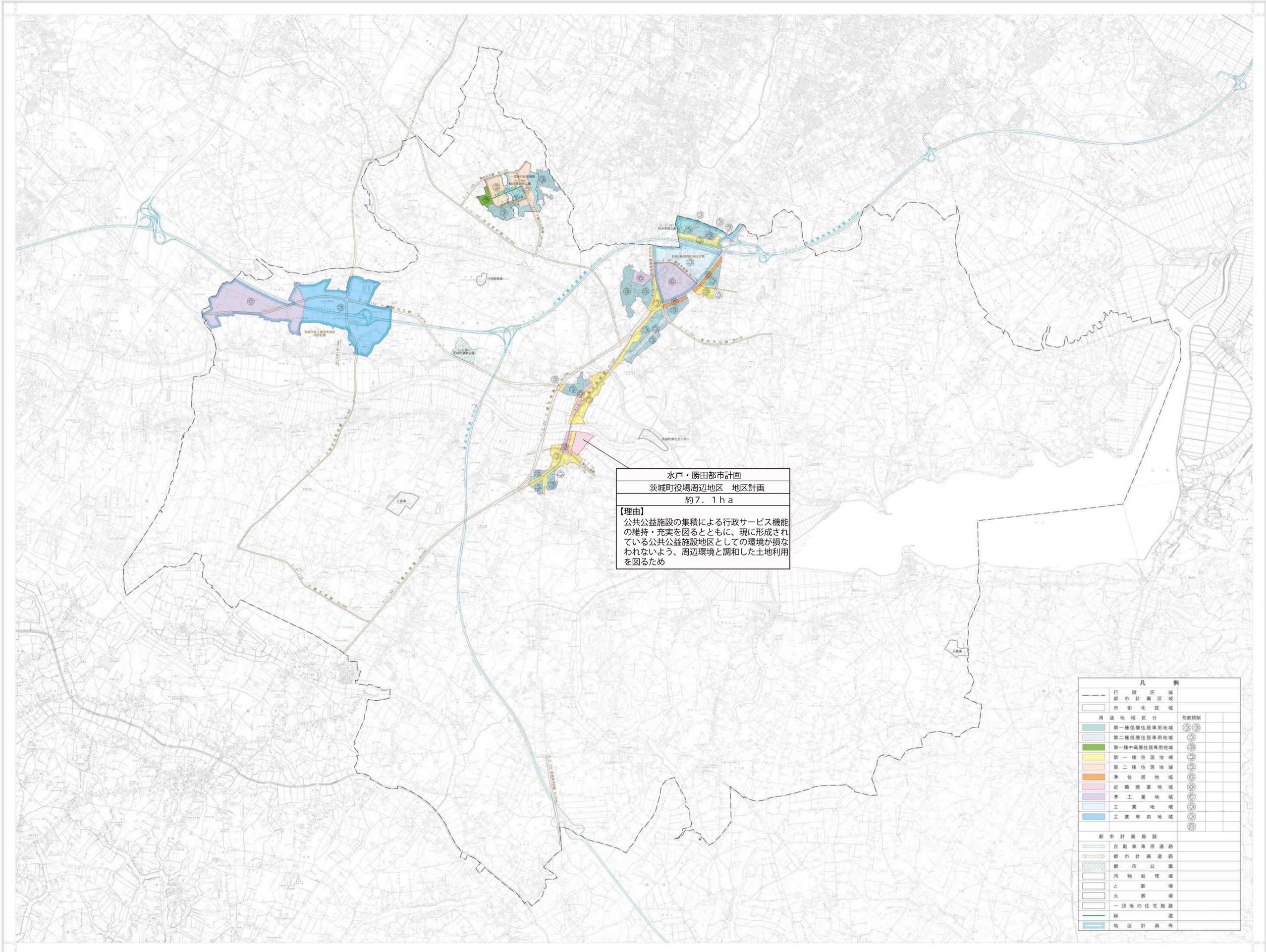
区域は、計画図表示の通り

理由

近隣商業地域が指定されている区域内で、公共公益施設等の区域である本地区において、公共施設等の集積による行政サービス拠点の維持・保全を図る必要があるため、地区計画を決定する。

水戸・勝田都市計画 地区計画総括図

平成三十年三月作成



水戸・勝田都市計画
 茨城町役場周辺地区 地区計画
 約7.1ha

【理由】
 公共公益施設の集積による行政サービス機能の維持・充実を図るとともに、現に形成されている公共公益施設地区としての環境が損なわれないよう、周辺環境と調和した土地利用を図るため

凡 例	
行政区域	行政区域
都市計画区域	都市計画区域
市街化区域	市街化区域
用途地域区分	
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
都市計画施設	
自動車専用道路	自動車専用道路
都市計画道路	都市計画道路
都市公園	都市公園
汚物処理場	汚物処理場
と畜場	と畜場
火葬場	火葬場
一団地の住宅施設	一団地の住宅施設
緑道	緑道
地区計画等	地区計画等

昭和建築株式会社調製

茨城町

1. 資料 茨城県都市計画課「水戸・勝田都市計画」(平成29年12月現在) 2. 調査 茨城県都市計画課「水戸・勝田都市計画」(平成29年12月現在) 3. 作成 昭和建築株式会社

7. 2018年度国土計画、国土利用区域の指定等について関係者の意見を踏まえ決定して取りもたせらるる(関係者) 国土・建設部 国土・建設部 国土・建設部

